

65歳以上の方の介護保険料について

第8期介護保険事業計画・高齢者福祉計画(令和3年度～令和5年度)を策定しました

令和3年3月、「第7期介護保険事業計画・高齢者福祉計画」(平成30年度～令和2年度)の見直しを行い、「第8期介護保険事業計画・高齢者福祉計画」(令和3年度～令和5年度)を策定しました。

第8期愛西市介護保険料は下記のとおりです。

介護保険料は、本人及び世帯の市民税課税と本人の前年中の合計所得金額などを基に段階別に計算します。

改正前 基準額 月額 5,100 円

(令和2年度)

改正後 基準額 月額 5,500 円

第8期(令和3年度～令和5年度)

	対象者	算定方法		対象者	算定方法	介護保険料 (年額)
第1段階	右記と同じ	基準額 ×0.3		第1段階 生活保護の受給者、世帯全員が市民税非課税で老齢福祉年金受給者、世帯全員が市民税非課税で本人の合計所得金額+課税年金収入が80万円以下の方	基準額 ×0.3	19,800 円
第2段階	右記と同じ	基準額 ×0.35		第2段階 世帯全員が市民税非課税で、本人の合計所得金額+課税年金収入が80万円を超えて120万円以下の方	基準額 ×0.35	23,100 円
第3段階	右記と同じ	基準額 ×0.6		第3段階 世帯全員が市民税非課税で、本人の合計所得金額+課税年金収入が120万円を超える方	基準額 ×0.6	39,600 円
第4段階	右記と同じ	基準額 ×0.85		第4段階 本人が市民税非課税(世帯に市民税課税者がいる)で、本人の合計所得金額+課税年金収入が80万円以下の方	基準額 ×0.85	56,100 円
第5段階	右記と同じ	基準額 ×1.0		第5段階 本人が市民税非課税(世帯に市民税課税者がいる)で、本人の合計所得金額+課税年金収入が80万円を超える方	基準額 ×1.0	66,000 円
第6段階	右記と同じ	基準額 ×1.2		第6段階 本人が市民税課税で、本人の合計所得金額が120万円未満の方	基準額 ×1.2	79,200 円
第7段階	本人が市民税課税で、本人の合計所得金額が120万円以上200万円未満の方	基準額 ×1.3	➡	第7段階 本人が市民税課税で、本人の合計所得金額が120万円以上210万円未満の方	基準額 ×1.3	85,800 円
第8段階	本人が市民税課税で、本人の合計所得金額が200万円以上300万円未満の方	基準額 ×1.5	➡	第8段階 本人が市民税課税で、本人の合計所得金額が210万円以上320万円未満の方	基準額 ×1.5	99,000 円
第9段階	本人が市民税課税で、本人の合計所得金額が300万円以上500万円未満の方	基準額 ×1.7	➡	第9段階 本人が市民税課税で、本人の合計所得金額が320万円以上500万円未満の方	基準額 ×1.7	112,200 円
第10段階	右記と同じ	基準額 ×1.8		第10段階 本人が市民税課税で、本人の合計所得金額が500万円以上800万円未満の方	基準額 ×1.8	118,800 円
第11段階	本人が市民税課税で、本人の合計所得金額が800万円以上の方	基準額 ×1.85	➡	第11段階 本人が市民税課税で、本人の合計所得金額が800万円以上1,000万円未満の方	基準額 ×1.9	125,400 円
			新設	第12段階 本人が市民税課税で、本人の合計所得金額が1,000万円以上の方	基準額 ×2.0	132,000 円

※合計所得金額… 収入金額から必要経費に相当する金額(収入の種類により計算方法が異なります)を控除した金額のことで、扶養控除や医療費控除などの所得控除をする前の金額です。令和3年度から適用される税制改正の影響を受けないよう、給与所得または公的年金所得がある方は、最大10万円が控除されます。

なお、長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除額や公的年金等の雑所得(第1～5段階のみ)がある場合は、これを合計所得金額から控除した額を用います。

※課税年金収入… 公的年金など税法上課税対象となる年金の収入金額です。障害・遺族などの非課税年金は含まれません。

問 高齢福祉課 ☎(55)7116